

平成24年3月26日

串本町長 様

平成23年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐 藤 優

串本町監査委員 漆 畑 繁 生

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成23年度定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成23年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

平成24年2月22日	西向保育所、環境衛生課、学校教育課、議会事務局 水道課、建設課、西向小学校
平成24年2月23日	出雲小学校、税務課、総務課、生涯学習課 保健福祉課、産業振興課
平成24年2月24日	住民課、企画財政課、串本消防署、有田消防分団 くしもと町立病院、田原消防分団、西向消防分団

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

保育所	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿
小学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿、就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、おおむね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね整備されているが、上記各施設・部署の数カ所において、新規購入した備品の登載漏れや、小中学校の統廃合や室課等の構成変更により取得することとなった備品についての登載漏れが見受けられた。

購入時期や内容等が不明であれば、その旨や実際に取得した日を記載するなど、わかる範囲で登載し、備品管理のために適切な台帳整備に務められたい。

(イ) 備品の取り扱いについて

備品の取り扱いや備品台帳への登載については前年度にも指摘したところであるが、部署によっては串本町備品管理規程の条件外のものや既に廃棄したもの、耐用年数が過ぎているものが備品台帳に登載されているなど、登載件数が必要以上に多くなり備品の所在確認が困難となっている事例も見られた。適切な備品管理のため、定期的な所在確認と異動・廃棄の管理を実施するべきである。

特にパソコンの取り扱いに関しては昨年度に指摘しているところであり、近年購入したパソコンは備品台帳に登載されているが、職員が専有使用している比較的年数の経過したパソコンは各課の備品として管理されていないという状況が多くの部署で確認できた。

適切な備品管理を行うために、上記(ア)と同様に、現時点でのわかる範囲で登載し、各室課の備品として管理するとともに、一覧表を作成するなど備品の所在や管理状況が容易に確認できる台帳の整備をされたい。